

# 福祉 CHIRIA



風太くん 写真提供 / 千葉市動物公園

特集 2.3

## 地域包括支援センターとは？

～流山市南部地域包括支援センターの取り組み～

特集 4

## 「住み慣れた地域でいつまでも幸せに暮らしたい！」

…その願いを叶える場《地域福祉フォーラム》の素晴らしさ！

特集 5

## 若年性認知症を知ろう

…ある日、人ごとではなくなるかも？

県社協ニュース 6 | 情報フラッシュ 7 | 当店こだわりの一品シリーズ(12) 8  
市川市社会福祉協議会



# 地域包括支援センターとは？

流山市南部地域包括支援センターの取り組み

平成17年6月の介護保険法改正(平成18年4月施行)により、「介護予防」が強化されたことに伴い、高齢者に総合的な支援をするため地域包括支援センターが設置されました。

地域包括支援センターは、包括的支援事業等の実施や各種援助により地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする「機関」であり、市町村が設置できるほか、老人福祉法に規程する老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者その他厚生労働省令で定めるものが、市町村の委託を受けて設置できるとされています。

## 地域包括支援センターの主な業務内容

### 介護予防ケアマネジメント

要支援1または、要支援2と認定された人や 特定高齢者(要支援予備層)に対し、介護予防プランの作成と、そのプランに基づいたサービス利用に関する支援を行います。

### 総合相談支援

高齢者やその家族からの介護に関する相談だけでなく、高齢者の福祉や医療など高齢者に関する幅広い分野の相談に応じています。

### 権利擁護

認知症などのため、介護や福祉に関するサービスの利用契約ができなかったり、悪質な訪問販売の被害者になりかねない高齢者に対して、権利擁護の観点から支援を行います。また、成年後見制度の利用支援や、高齢者に対する虐待の予防・早期発見といった取り組みを行います。

### 包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護、福祉、医療などのサービスが総合的かつ継続的に提供されるよう、ケアマネジャーへの支援や関係機関や地域とのネットワークの構築などを行います。



## 流山市南部地域包括支援センター開設までのあらまし

流山市社協では、流山市が昨年度策定した高齢者総合計画(平成18年度～平成20年度)の中で、「日常生活圏域4圏域(主に中学校区域)に地域包括支援センターを設置し、民間活用の視点からこれまでの在宅介護支援センターの実績がある法人に事業を委託する」という方針に基づき、これまで培ってきた住民主体の地域福祉活動や在宅福祉・地域住民への相談支援事業をふまえ、新たな在宅福祉サービスの推進と総合相談の機関として、「流山市南部地域包括支援センター」を受託し、昨年4月に開設しました。

## 地域包括ケアネットワーク形成に向けて

まず、私たちは、住民 関係機関 利用者・家族の3つのネットワークが幾重にも重なり合う「地域包括ケアネットワーク」(右下イメージ)の形成を目指し、そのために積極的に地域に向き、支援センターについての説明や協力要請などを通じて、様々な地域の社会資源との接点を持つことからはじめていくことにしました。

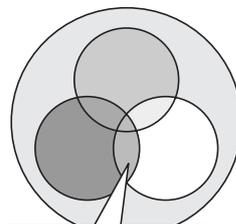
の住民サイドのインフォーマルなネットワークについては、民生委員児童委員協議会や地区社協の会議、ふれあいいきいきサロン等に積極的に出向き、介護予防の必要性や地域包括支援センターとは何かなどを説明

今回は、社会福祉協議会(社協)における地域包括支援センターの取り組みとして、流山市社協の「流山市南部地域包括支援センター」をご紹介します。  
執筆協力：流山市社会福祉協議会 流山市南部地域包括支援センター  
流山市平和台2-1-2 ケアセンター12階 104(7159)9981 04(7178)8555

## 私たちに考える目標

～地域包括ケアネットワークって？

住民サイド、インフォーマルなケアネットワーク  
コミュニティ、地区社協、民児協ボランティア等  
関係(福祉、医療、介護サービス)機関、専門職のネットワーク  
利用者、家族等当事者のネットワーク



・ ・ が鞆のように幾重にも重なっているようなイメージ



鶴ヶ崎地区社協介護予防教室

しながら、「何か心配な高齢者の方がいらっしやったらお気軽に支援センターへご連絡ください。」一緒に動きましょう。」と協力をお願い

いしてきました。その結果、徐々に民生委員や地区社協の皆さんからの相談ことや、それぞれが主催する会合やイベントに声がかかり、介護予防教室の共同開催など一緒に取り組む機会が増えてきました。

の関係機関、専門職のネットワークについては、介護予防プランを軸にして関係機関の専門職との接点を広げていくことにしました。介護予防プランを委託した居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの同行訪問や、サービス担当者会議への出席などを通じて、利用者への対応を一緒に考えながらプランづくりの支援をしてきました。また、市内のケアマネジャー連絡会に出席して交流を図ったり、10月からは当支援センター主催の情報交換交流会、けあまねつと南部を毎月開催し、認知症の利用者への支援についての意見交換や、消費生活センターの方を招いての消費者被害対応のミニ講座的な試みも交えながら進めてきました。最近では、徐々にケアマネジャーの方からの問い合わせや相談が支援センターに寄せられるようになり、次第に「ケアマネジャーとのネットワーク」の手こたえ



けあまねつと南部



認知症家族等のつどい

を感じられるようになってきました。

の利用者・家族等当事者のネットワークについては、個人情報保護の観点から、一番取り組みが難しいと感じていました。そこで、保健センターで毎月開催している「コスモスの会」という認知症の家族の会合へ出席し、多くの家族の悩みや思いを受け止めながら、「ひとりじゃない、ここにいるみんなで認知症と向き合っている」という精神的なつながりをつくることの重要性を強く感じました。さらに民生委員やケアマネジャーの皆さんとの意見交換や、センターに相談にみえる方の中にも認知症に悩む方が多いことを知り、「認知症家族等のつどい」を11月と2月に開催、大勢のご参加と反響をいただきました。今後はこのつどいを定例化し、認知症をかかえる家族等をサポートしていきたいと考えています。

## 介護予防マネジメントの状況



現在、私たちの支援センター区域では毎月

20〜25名の方が要支援と認定されています。そのうちの半数強の方が介護予防サービスを利用されており、直接のプラン作成と居宅介護支援事業所への委託の割合はほぼ半々ですが、プランを委託する場合でも極力担当ケアマネジャーとアセスメントに同行し、マネジメント業務がスムーズにいくよう協力しています。さらに、介護予防サービスを利用されない方や非該当となった方のお宅を訪問し、その方のADL、家庭や地域の環境、社会資源などを聞き取り、把握に努めています。その際には、何か心配ことやサービスについて聞きたいことがありましたら遠慮なくご連絡ください」とお伝えしています。

特定高齢者については、当支援センター担当区域で130名弱の方が決定され、介護予防プログラムへのご案内をしましたが、今年度から始まった事業ということ、説明してもなかなかご理解いただけない場合が多く、結局プログラムに参加されている方はほんの一握りとなっているのが現状です。ただ、今回介護予防プログラムに参加されなかった特定高齢者についても、民生委員、地区社協、自治会、老人クラブ・医療機関などの何らかの接点を持つようになっています。「誰かが関わりを持つていること」が、今後問題が生じたときの対応につながり、その際の「引き出し」をいくつも用意しておくことも大切だと考えています。

## 総合相談・権利擁護の傾向

支援センターは、病気や介護等の不安を抱える方の身近な相談窓口となっておりますが、介護認定の代行申請や暫定サービスの利用

住宅改修や福祉用具の手配など、退院後や認定後に備えての居宅介護支援事業所探しや取り次ぎなどの業務も行っていきます。

また、最近では、ケアマネジャーや民生委員、医療ソーシャルワーカーなどからの情報や相談などが寄せられることも多くなりました。特に、権利擁護ニーズ（高齢者虐待や成年後見等）についての相談が増えています。

今後は、これらの相談傾向を分析しながら、高齢者虐待防止対策や成年後見制度利用などのサービス利用につながるよう、多くの地域の方や関係機関の協力を得てネットワークを構築していきたいと考えています。

## おわりに「地域包括ケアネットワーク」の発展・強化に向けて

今年度、制度改正の目玉として多くの期待が地域包括支援センターに寄せられる中で、プレッシャーを感じながらの立ち上げでしたが開設から1年を迎えようとしている現在、この地域の高齢者支援に携わる多くの方との関わりを通じて、ようやく方向性となる支援やネットワークの形が見えてきました。支援が必要な方とその接点となっている人や機関、制度・サービスを、ひとつひとつピースの粒をつなぐように取り組んできたところ、結果的に「輪の形のように」と、当初思い描いたイメージに近づいてきたように思います。

今後は、介護予防に加えて認知症、高齢者虐待にも積極的に取り組み、より身近な相談機関として機能し、これまでつないできた輪が相互に重なり合う「地域包括ケアネットワーク」を構築できるよう、支援センターを運営していきたいと思っています。

# 「住み慣れた地域でいつまでも幸せに暮らしたい！」

...その願いを叶える場《地域福祉フォーラム》の素晴らしさ！



## 1 地域福祉フォーラムとは

福祉には「幸せ」、フォーラムには「示された話題について出席者全員が話し合いに参加するもの」という意味があります。千葉県では地域の幸せをみんなで話し合っ解決につなげる場をつくるため、地域福祉フォーラムの開催をすすめています。例えば、「空き巣が多くて安心して暮らせない」「誘拐があるので子どもの登下校が心配」「災害が起きたら誰が助けてくれるのだろう」「独り暮らしで寂しい」など、その他にも多くの何とかしてほしいという「暮らしニーズ(住民の願い)」があります。地域では、そのような暮らしニーズを叶えるために行政や警察などの公的な機関やボランティアなどの民間が対応している場合がありますが、それらは膨大でなかなか把握することや解決することも難しいのが現状です。そこで、そのような「社会資源」と、幸せを願う「住民自身」が暮らしニーズを出して話し合い、みんなで力を合わせて解決につなげる取り組みを創る場「地域福祉フォーラム」が必要になります。

## 2 地域福祉フォーラムの機能・役割

地域の課題・資源の把握、解決策の検討 地域住民の意見の集約、行政への提言  
地域住民の参加意識の醸成、情報の収集・発信

## 3 地域福祉フォーラムの構造(右図)

フォーラムは各圏域で開催して縦と横のつながりをつくることで活性化していきます。県全域から小域にかけてはフォーラムの開催支援を行い、小域から県全域にかけては更に暮らしニーズや取り組み方を広げていくことが重要です。

## 4 実績

これまで地域福祉フォーラムは、小域17ヶ所、基本3ヶ所で活発に開催され、社会福祉協議会(小域16ヶ所・基本3ヶ所)やNPO法人(小域1ヶ所)が事務局を担っています。詳細は県社協HPに既存フォーラムの状況等が掲載されておりますが、開催を検討してくださる団体には手続きを説明しますので、担当までご連絡をお願いします。  
TEL.043-245-1102 FAX.043-244-5201



事例紹介 今回は小域福祉フォーラム(事務局:佐倉市王子台地区社会福祉協議会)の活動をご紹介します。

## 王子台地区最大の暮らしニーズ「防犯」がテーマの地域福祉フォーラムを開催



平成19年2月17日(土)、佐倉市白井公民館において佐倉市王子台地区社会福祉協議会による「住民福祉懇談会(地域福祉フォーラム)」が開催されました。初めての地域福祉フォーラム開催となり、王子台地区社協の福祉委員のほか、地域の小学校の校長先生や子ども会の代表等一般の地域住民も加わった約60名が参加し、「地域の防犯活動」をテーマと

した意見交換等を行いました。このフォーラムの前半では、平成18年に実施した防犯に関する2つのアンケートの結果報告がありました。

壤があった。当時のようなふれあいがあって、はじめて声が掛けられる。町内会の側溝清掃に子ども連れで参加し、顔見知りを増やすのはどうか」

町会代表者:「地域の交番で犯罪情報を教えてもらえるようになったので、防犯活動の参考に聞いてみたい」

等、それぞれの分野の住民からたくさんの意見が出され、フォーラムが町会の情報交換の場としても機能している様子が伺えました。

意見交換のまとめとして、王子台地区社協防犯部長の山口さんから、「できる人ができる時に、できる事をやる。防犯に関してはコレに尽きると思います」という言葉が印象的でした。

## 王子台地区社協のこれからと地域福祉フォーラム

王子台地区社協会長、岩吉外茂治氏にお話を伺いました。

### Q1 王子台地区社協の概要について

王子台地区社協は王子台1丁目から6丁目を活動地域とし、平成17年4月に発足しました。現在57名の福祉委員が、広報部会、高齢者部会、児童部会、友愛訪問部会、ボランティア部会、防犯部会の6つの専門部会にて、年間を通じてさまざまな活動を行っています。地区社協は、高齢者や児童を対象にした活動や今回のような地区の防犯活動など、町内会や小学校等地域の組織がケアしきれない部分のフォローを行うとともに、各組織と連携し活動することにより、より住みやすい地区にしていくことを目的としています。



岩吉外茂治氏

### Q2 地域福祉フォーラム初開催の感想について

昨年4月よりフォーラム部会を立ち上げ、テーマ等について検討を重ね今回の開催に至りました。今回のフォーラムはテーマが防犯についてでしたが、アンケート結果や参加者の意見から、防犯活動については参加しやすい形を作っていくのが今後の課題としてはっきりしました。学童保護に関しては、住民一人一人が生活の中で子どもを意識していくこと、悪徳商法に関しては、高齢者向けの勉強会の開催等個別の対応をしていく必要性を感じました。

### Q3 今後の課題や展望について

当面は防犯をテーマに、今後は4カ月に1回くらいの頻度で開催していきたいと考えています。回を重ねれば参加者も増えると思いますので、今後は参加する方がもっと意見交換できるような形で進めたいです。福祉活動の関係者だけではなく、一般の地域住民の方たちも広く参加して頂けるようなフォーラムにしていきたいと思っています。

### 町会別実態調査 抜粋(対象:王子台地区6町会+他2町会)H18.7~8

#### Q.防犯組織の実施主体は?

町会中心...3町会、ボランティア団体中心...4町会

#### Q.活動資金は?

設立時...平均4万円、年間費用...平均5万円

#### Q.活動の実施頻度は?

1週間あたり、2~3日活動...4町会が実施

#### Q.活動の範囲は?

児童の登下校見守り...3町会が実施、悪徳商法...実施している町会なし

### 世帯別実態調査 抜粋(対象:3500世帯うち、1099世帯)H18.11~12

#### Q.空き巣・盗難・振り込め詐欺などの被害にあったことは?

「4世帯に1世帯」が被害

#### Q.児童登下校時に見守り活動に参加したことは?

「5世帯に1世帯」が参加

#### Q.町内で優先させたい防犯対策は?

1位:空き巣・盗難等 2位:学童保護

後半では、このアンケート結果に対し、フォーラム参加者から様々な意見が出されました。

地域パトロール参加者:「警察や町会のパトロールだけでは、なかなかケアしきれない。犯罪に対しては、お互いの注意や個人個人の心がけが重要かつ最善の策ではないだろうか」

小学校の校長先生:「学校や町内会、PTA等の取り組みにより、児童が不審者から声を掛けられる事は少なくなったが、地域住民の皆さんにも、夕方以降で遊んでいる児童がいたら、帰宅を促す声かけをして欲しい」

子ども会メンバー:「子どもは見知らぬ人から声を掛けられると警戒するため、大人は声を掛けづらい。昔は地域に商店街があって、子どもと大人が交流する土

# 若年性認知症を知ろう

...ある日、人ごとではなくなるかも？



## 答えてくれたのは

社団法人 認知症の人と家族の会  
千葉県支部 代表  
宮原 二三代さん

自らも認知症の家族の介護経験を持ち現在は家族の会の世話人として、認知症の人とその家族のケアを行っています。

社団法人 認知症の人と家族の会  
千葉県支部 電話相談窓口 TEL.043-204-8228 FAX.043-204-8256  
相談日/月・火・木・土 時間/11:00~15:00 相談料/無料

## A 若年性認知症の社会的な問題点は？

働き盛りの患者さんの場合、家庭での経済的及び精神的な負担が大きな問題点です。また、若くして発症し重症化するまでは家庭での介護が生活の基本となるため高齢者の場合よりも期間も長くなり、介護負担が大きくなります。

## A 利用できる制度は？

40~64歳の老化に伴う認知症は、介護保険が適用されます。また、精神または身体の障害の程度が重度の場合は、特別障害者手当制度の対象となります。年金は通常65歳以降の支給ですが、20歳以上の国民は、精神疾患や身体疾患にかかり初診日より1年6カ月を経ても傷害が認められる場合、65歳以前であっても精神障害者または身体障害者年金の申請ができます。まずは、お住まいの市町村で適応の有無を相談してみてください。

## A 利用できるサービスは？

介護保険法の改正に伴い平成18年4月1日から各市町村に創設された地域包括支援センターは、介護を含む生活支援の総合窓口として活用できます。介護保険が適用された場合は、デイサービスやショートステイといったサービスを利用できますが、若年性認知症の場合、対応できないという理由で断られることも少なくないようです。また、若年性認知症の方は働いていた頃のような社会的な関わりを望んでいることが多いので、「利用者に何かを教えたりヘルパーさんをサポートするなど、本人がやりがいを感じることをさせてほしい」といった施設側への働きかけをしてみることは大切かもしれません。また、ひとり暮らしの方などで日常生活に不安のある方には財産管理や福祉サービス利用援助などを行う「地域福祉権利擁護事業」があります。お近くの市町村社会福祉協議会へご相談してみてください。

## A 「認知症の人と家族の会」とは？

まだ社会的な対策や制度が整っていない1980年に、認知症の人を支える家族がお互い助け合うことを目的に結成されました。本部は京都ですが現在41都道府県に支部があり、8,600名の会員を擁する民間団体です。千葉県支部の主な活動としては、「つどい」と言われる介護家族を中心とした交流会や研修会・講演会の開催、月1回の機関誌の発行や週4回の電話相談などを行っています。

## A 介護する側が気を付けなければならない事は？

高齢者の認知症については支援制度や情報も豊富になってきていますが、若年性認知症に関してはまだまだ手探りの状態と言えます。介護経験者の立場からアドバイスできるのは、介護においても個人を尊重するという事です。病状が進行して忘れることが多くなっても、「感情」と「プライド」はなくなるものではないです。例えば理解できない言動や行動をとられても、それは病気がさせることと介護者自身が理解し、「嫌がることはやらない」「できること・やりたいことは全力でサポートする」ことです。そしてもうひとつ、何もかも1人で抱え込まないようにすること。施設や制度、家族や親戚、友人、時にはご近所の方に頼って、息抜きすることも必要です。

## A 若年性認知症とは？

若年性認知症とは65歳未満で発症する認知症のことで、病状や治療法などは高齢者がかかる認知症と大差ありません。最も多いのはアルツハイマー病ですが、ほかに脳血管障害やピック病、頭部外傷など様々な要因で認知症になることが知られています。「思い出せない」「道に迷う」といった症状から始まり、進行すると仕事を続けることも困難になるので休職や退職をせざるを得なくなり、5~10年ほどで日常生活を自力で送ることが困難になります。若年性認知症の患者さんは、全国に2万7000~3万5000人いると言われていますが、若年性認知症の場合は自覚のない人も多いと思われるので、正しい患者数は定かではありません。

## A 認知症?と思ったらまず何をすれば？

「物忘れが激しくなった」「今までできていた仕事ができなくなった」「何度も同じ話を話さなくなったと言われる」といった症状に心当たりがあったら、物忘れ外来がある総合病院の精神科等専門医に相談を。アルツハイマー病の治療は、早期であるほど効果があると言われてるので、ご自分やご家族のためにも勇気を出して病院へ行ってみてください。

## A どんな治療をするの？

若年性認知症の要因にもよりますが、治療法は限られており、薬の効果も病気の進行状況や環境などによって違ってきます。国内では、軽中度のアルツハイマー病の進行を抑える治療薬として「アリセプト」という薬が認可されていますが、全ての患者さんに同じように効果があるわけではありません。また、認知症に伴う、うつ症状や妄想、不眠などの症状は薬で改善することが出来ます。そして、認知症の場合はこうした薬物治療のほかに生活環境の調整が必要になります。

## 認知症チェック (RDSTテスト)

ご自身やご家族が、「あれおかしい?」と感じたらセルフチェックを!

### 問 1

スーパーマーケットやコンビニエンスストアで買えるものをできるだけたくさん思い出して用紙に記入して下さい。(制限時間1分)

### 採点

4個以下が0点。5~7個が2点。8~10個が4点。  
11~13個が6点。14個以上8点。(重複する回答があった場合は1点)

判定

問1と2の合計点数が7点以下は認知症が疑われます。4点以下は強く疑われます。(気になる症状がある場合は、判定基準に関わらず、専門医へご相談下さい。)

問2は、アルツハイマー病の認知症患者特有の間違え方があるので、識別のポイントとなります。(漢数字とアラビア数字が混ざってしまったり、1つの数字が2つに分解されて積み上げられたりします。)

### 問 2

漢数字をアラビア数字に、アラビア数字を漢数字に直して下さい。

例 41 四十一、三十六 36  
(1)209 (2)4054 (3)六百八十一 (4)二千二十七

### 採点

答え (1)二百九 (2)四千五十四 (3)681 (4)2027 ...各1点



## みなさん、「生活福祉資金」をご存じですか？

社会福祉協議会では民生委員と連携して、比較的所得が少ない世帯・障害者の世帯・高齢者の世帯に対して「生活福祉資金」の貸付をおこなっています。

【資金種類(例)】出産費、葬祭費、転宅費、福祉用具購入費、障害者のための自動車購入費、住宅の増改築または改修のための資金、高校・大学・専門学校等の修学費および入学の際の支度費、療養費、介護等費、被災した際の再建資金、技能習得のための資金、緊急小口資金、離職者支援資金、長期生活支援資金等

貸付条件(貸付対象、貸付限度額、返済期間、利子、連帯保証人の有無等)は資金種類ごとに異なります。貸付制度ですので返済の義務があります。なお、貸付審査の結果貸付に至らない場合もあります。

資金についての相談窓口 / お住まいの市区町村社会福祉協議会または民生委員へご相談ください。

千葉県社会福祉協議会 ☎043-245-1551

お気軽にご相談ください

## 社会福祉施設経営相談



福祉施設の運営にまつわる法律問題や会計・税務・労務についての相談に応じています。事前に電話かメールでご連絡ください。

時間はいずれも午前10時～正午までです。

《千葉県社会福祉施設経営相談室》

直通電話 TEL.043-245-4450

不在のときは TEL.043-245-1103

|    | 法律相談        | 会計相談       | 労務相談       |
|----|-------------|------------|------------|
| 3月 | 14(水)・28(水) | 5(月)・19(月) | 7(水)・22(木) |
| 4月 | 11(水)・25(水) | 2(月)・16(月) | 4(水)・18(水) |
| 5月 | 9(水)・23(水)  | 7(月)・21(月) | 2(水)・16(水) |
| 6月 | 13(水)・27(水) | 4(月)・18(月) | 6(水)・20(水) |
| 7月 | 11(水)・25(水) | 2(月)・17(火) | 4(水)・18(水) |
| 8月 | 8(水)・22(水)  | 6(月)・20(月) | 1(水)・16(木) |

## あなたに合ったサービスを見つけるために ~公表されている情報を活用してください~

### 介護サービス情報の公表 ー新たに3サービス追加ー

平成18年4月の介護保険法の改正のなかで、利用者の自立支援・自己選択の手段として新たに制度化された、「介護サービス情報の公表」については、事業者が年に二回、全国一律の項目により、情報を公表することが義務付けられました。初年度である今年度の状況は、昨年7月から今年の3月までに、新規事業所を含め県内の全事業所の情報を、県のホームページで公表しています。9サービスごとに、地域はもちろん、関心のある項目を絞って、3件まで同時に比較検討することもできます。

千葉県社協は、県内にある19の調査機関の1つとして、今年度は、108ヶ所の調査を行い、県へ報告しました。また、2月10、11、12日には、調査員養成研修を行い、34名の新たな調査員を養成しました。

来年度は、医療系の3サービス(介護療養型医療施設訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)が新たに調査の対象となり、7月から訪問調査が始まり、終了後に順次、公表される予定です。

### 来年度に対象となる事業

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護  
通所介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 居宅介護支援 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション

### 公表する情報

【基本情報】(法人・事業所の所在地、職員数、サービス内容や料金、苦情・相談窓口の

有無など)と、【調査情報】(契約書へのサインの有無、マニュアルの有無、会議・研修の実施記録など)の2つについて行います。

平成19年度内に、新規事業所として、サービス提供を始める事業所については、「基本情報」のみ、提出する義務があります。

### 福祉サービス第三者評価

ー評価機関としてスタートしますー

福祉サービス第三者評価は、福祉サービス事業者が、第三者から客観的・専門的な評価を受けることで、事業者自らが行うサービスの課題を把握し、サービスの質の改善に向けて取り組むことを支援する事業です。対象となる福祉サービスは、児童・障害・高齢者福祉施設などです。

千葉県では、事業者自らが任意で、県の認証を受けた評価機関と契約し、事業者自身による自己評価および、評価機関の評価調査員による訪問調査・書面調査、また、利用者調査を行います。県の定める項目の評価基準に基づいて、サービスの質の達成度をABCの3段階で評価・コメントします。受審は任意ですが、自らを省みる機会、利用者の声を聞く機会、外部の意見を聞く機会として、事業者の積極的な受審が望まれます。

千葉県社協は、今年2月に第三者評価機関としての認定を受けました。来年度からの本格的な実施に向け、準備を行っています。

### 認知症高齢者グループホーム外部評価

「地域密着型サービス」にモデルチェンジ

福祉サービス第三者評価事業の中でも、認知症高齢者グループホーム外部評価事業は、

グループホームがサービスの質を確保し、向上を図っていくものとして平成17年度から年に一回、義務化され始まっています。

千葉県社協は昨年度に引き続き、今年度も評価機関の1つとして、67カ所の評価を行っています。

昨年4月の介護保険法の改正により、利用者が地域の中で暮らし続けることを制度的に保障するための見直しが行われ、グループホームは、市町村が管轄する地域密着型サービスの1つとして位置づけられました。それに伴い、昨年10月に、地域密着型サービス外部評価として、グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所が対象となり、新たな自己評価・外部評価項目が作られました。千葉県では11月に、地域密着型サービス外部評価実施要領が出され、新たに、12の評価機関が認証されました。

今年度、1月～3月にかけては、今までの評価項目・評価機関と新しい評価項目・評価機関が並行して、評価を行っています。来年度からは、すべて、地域密着型サービス外部評価のもとで、評価が行われます。

千葉県社協は、新しい地域密着型サービス外部評価機関ではないので、今年度でグループホーム外部評価事業は終了いたします。今年度の結果については、順次WAMNET (<http://www.wam.go.jp>)に公表していきますのでご確認ください。

問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会 評価推進班  
☎043-245-2940

各制度について、詳しくは、千葉県健康福祉指導課評価推進室のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/csyafuku/hyouka/>

# 情報フラッシュ

お気軽にご参加下さい

## ～生活支援員に応募してみませんか？～ 地域福祉権利擁護事業・生活支援員募集案内

千葉県社会福祉協議会・千葉県後見支援センターでは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、日常生活において判断能力に不安のある方々との契約により、日常生活における福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援・大事な書類等の預かりなどを通じて、利用者の方々が地域で安心した生活を送れるようお手伝いをする「福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)」を行っています。

そして、実際に利用者の支援として、支援計画に基づいて定期的に自宅に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や預貯金の出し入れ、支払い代行を行う人を『生活支援員』と呼びます。「福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)」の担い手である『生活支援員』に応募してみませんか？

|          |   |
|----------|---|
| 応募資格     | 20歳以上の方(概ね70歳未満)<br>・ボランティア活動や福祉に関心を持ち、生活支援員として市町村社会福祉協議会と協力して取り組んでいただける方<br>(現在、民生委員児童委員やホームヘルパーとして活動している方は除きます。)<br>・平日で週1回、1時間程度活動が可能なる方<br>・本会が指定する生活支援員養成研修を受講できる方 |
| 募集人数     | 各市町村社協で若干名(在住各市町村社協でご確認ください。)   |
| 待遇       | 身分:社会福祉協議会非常勤職員<br>活動時間:1回の活動時間は約1時間(移動時間含まず)<br>手当:1回につき1,000円の謝金をお支払いいたします。<br>その他:地域福祉権利擁護事業保険に加入(社協負担)  |
| 登録のための研修 | 千葉県社会福祉協議会において、生活支援員養成研修を実施いたします。なお、受講されない場合は登録できません。   |
| 申込み      | 千葉県社会福祉協議会・千葉県後見支援センター<br>TEL.043-204-6012 FAX.043-204-6013   |

## ■移送サービスに関する情報

### 千葉県移送サービス連絡会より

千葉県移送サービス連絡会は、平成17年6月、移動困難者の移動の自由を確保するために活動している関係者が集い組織されました。組織後は幹事会を中心として定例会・福祉有償運送運転者講習会を開催してきましたが、昨年10月、さらに確実な活動を行なうため、規約や会費などの詳細を決める必要があり、改めて設立総会を行ないました。

会長には猪野裕子さん(移送ボランティアグループわかば)が就任しました(2/7現在33団体・個人が加入)。今後は、定例会(学習・話し合いの場)の開催、福祉有償運送運転者講習会(5月以降)、インストラクター養成研修の開催、会員の連携強化、会報の発行、その他、必要な情報の提供などを行う予定です。

移動困難者の多様なニーズに応えるには、有償(道路運送法78条による)や無償(実費の範囲程度)の各団体が、お互いのサービスをつなぎ連携していくことが重要になります。連絡会は多くの方のご加入によって発展してゆきます。有償・無償を問わず皆様のご加入をお待ちしております。

### 千葉県社会福祉協議会より

社会福祉協議会の役割の1つとして市民活動の組織化・活性化への支援があります。県社協は千葉県移送サービス連絡会立ち上げ当初から事務局として関わっており、昨年10月以降は連絡会の役員を中心に活動を行っていただいております。将来的には連絡会が県社協から完全に独立して事務局を置き、互いに連携する組織として関係を築きたいと考えています。なお、3月26日に「福祉有償運送シンポジウム(千葉県主催)」を開催し、また県内移送サービス実施団体のデータブックの作成も行う予定です。

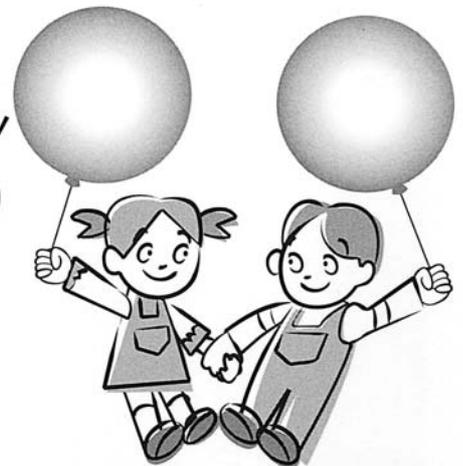
千葉県移送サービス連絡会・千葉県社会福祉協議会の詳細情報については、県社協HP「地域福祉情報」をご覧ください。  
事務局 千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部  
TEL.043-245-1102 FAX.043-244-5201



## ●ボランティア活動中の・・・ケガや賠償事故を幅広く補償! ボランティア活動保険

### 特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 防災・災害のボランティア活動も補償
- ボランティア自身の食中毒や熱中症も補償
- 地震等天災によるケガも補償(天災タイプ加入の場合)



平成18年度

| 補償内容         | Aプラン    | Bプラン    | Cプラン    |
|--------------|---------|---------|---------|
| 死亡・後遺障害保険金   | 1,301万円 | 2,467万円 | 3,955万円 |
| 入院保険金(1日につき) | 7,000円  | 11,000円 | 14,000円 |
| 通院保険金(1日につき) | 4,500円  | 7,000円  | 9,000円  |
| 賠償責任保険金(限度額) | 5億円     | 5億円     | 5億円     |
| 掛金           | 基本タイプ   | 300円    | 500円    |
|              | 天災タイプ   | 650円    | 1,120円  |
|              |         |         | 700円    |
|              |         |         | 1,630円  |

### ボランティア行所用保険

ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償!

### 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネージャー等の活動中のケガや賠償事故を補償!

### 送迎サービス補償

送迎サービス中の交通事故によるケガを補償!

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者  
社会福祉法人  
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

http://www.fukushihoken.co.jp

〈引受幹事会社〉日本興亜損害保険 株式会社

